

「西部地区チャレンジショップ Vol.02」出店者募集要項

1 事業概要

函館市では、西部地区での開業支援の一環として、開業（予定）者のテスト販売や顧客開拓に役立てていただくことを目的に、「西部地区チャレンジショップ」を開催することとしており、その出店者を募集します。

2 開催概要

(1) 開催日時

令和6年（2024年）2月9日（金）～11日（日）
午前10時～午後3時

(2) 開催場所

街角NEW CULTURE 2階POPUP
（函館市末広町12-8）

3 募集概要

(1) 出店募集数

3～4店舗程度（応募数により1小間の広さを調整）

(2) 出店料

会場使用料のみ市が負担します。

下記の経費は出店者にご負担いただきます。

- ① 商品のPRに必要なサンプル・パンフレット等
- ② 持込備品・製品等の運搬等に必要な経費
- ③ その他出店に必要な経費

(3) 対象業種

次のいずれかとします。

- ① 小売り（日用雑貨、食品、ハンドメイド・クラフト製品など）
- ② 飲食（アルコールを除く）
- ③ 生活関連サービス（ハンドマッサージなど）
- ④ その他主催者が認めるもの

※公序良俗に反すると判断されるものは不可。

(4) 募集対象者

次のいずれも満たすこととします。

- ① 西部地区での開業を検討していること。
- ② 西部地区に店舗を構えていないこと。
- ③ 函館市において税の滞納がないこと。
- ④ 応募者または応募者の関係者が暴力団等の反社会的勢力でないこと。また、反社会的勢力との関係を有していないこと。

※ 西部地区とは、函館市西部地区再整備事業基本方針の対象地区（入舟町，船見町，弥生町，弁天町，大町，末広町，元町，青柳町，谷地頭町，住吉町，宝来町，豊川町）を指します。

(5) その他

- ① 出店の権利を他者に譲渡することはできません。
- ② 飲食物を提供するに当たり、保健所への食品販売に係る許可等は出店者に行っていただきます。また、保健所へ申請したメニュー以外の飲食物の提供および他の物販等を行うことは禁止します。
- ③ アルコールの提供は禁止します。
- ④ 飲食物の提供は、テイクアウトのみとします。ブース前での試食提供は可能ですが、ブース内にゴミ箱の設置が必要です。
- ⑤ 調理器具を利用する場合、電気系調理器具（ホットプレート，卓上IHクッキングヒーター等）のみ使用可能です。詳細は主催者にお問い合わせ願います。
- ⑥ 開催場所での煮炊きや強い臭いが出る商品等の提供は禁止とします。
- ⑦ 申込時に記入いただいた商品やサービスは原則変更できません。ただし、軽微な変更については要相談とします。
- ⑧ 開催場所の清掃は、主催者および出店者が協力して行います。なお、ゴミについては出店者の責任においてお持ち帰りいただきます。
- ⑨ 開催場所および主催者が用意した備品等を汚損した場合は、出店者の責任において原状復帰してください。
- ⑩ 市が実施する出店者向け・来場者向けアンケートに協力してください。

- ⑪ 開催期間中は継続して出店することを原則とします。ただし、1日単位での出店を希望する場合は要相談とします。
- ⑫ 開催期間中は主催者および会場所所有者の指示に従ってください。
- ⑬ 諸般の事情により、イベントを中止させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ⑭ 応募多数の場合は、本事業の趣旨や業種等を考慮し選定します。

4 募集期間・応募方法

応募を希望される方は、「5 申込書類」に記載の必要書類をご用意いただき、下記提出先まで提出してください。

(1) 募集期間

令和5年（2023年）11月10日（金）～12月11日（月）

(2) 提出先

函館市西部まちぐらしデザイン室（都市建設部まちづくり景観課）
〒040-8666 函館市東雲町4-13 3階

(3) 提出方法

- ① 郵送（12月11日（月）必着）
- ② 持参（平日午前8時45分～午後5時30分）

(4) 選定結果

後日、代表者あてに連絡し、スケジュール等を説明します。

5 申込書類

- (1) 出店申込書
- (2) 函館市の税に係る納税証明書
- (3) 提供する商品やサービスがわかるもの（カタログ、写真等）